

議第29号「大垣市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について」と、議第30号「大垣市国民保護協議会条例の制定について」の2議案に対し反対します。

この2条例は、有事法制の1つである「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」いわゆる国民保護法に基づき、有事を前提にしたもので、大垣市の平和都市宣言や憲法9条の平和主義・非戦主義に反します。また、2004年12月に閣議決定された「新防衛大綱」で示されている見解「見とおし得る将来において、わが国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下していると判断される」という点からみても、この条例制定は根拠がなく、いたずらに戦争をあおるだけです。

市長さんは私の質問に対して、「不幸にも武力攻撃事態などに至った場合には、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活に及ぼす影響を最小限にするためにも国民保護計画を作成していくことが必要」と答えられていますが、一旦戦争状態になってしまえば、どれだけ保護計画を立てても、市民の命を守ることはできません。それは、先の戦争で多くの一般市民が犠牲になったことや、今もイラク戦争で多くの市民が亡くなっていることから明らかです。

更に、この2条例の持つ意味は、「国民保護」という名ではありますが、市民の命と財産を守るどころか、むしろ仮想敵国をつくり戦時体制を構築する役割を担っています。これは、今憲法9条を変え、日本が海外で戦争できる国にしようとする動きと連動しています。本当に市民の命と財産を守るためには、まずこの危険な戦争への道、憲法9条を変える動きに反対することではないでしょうか。

以上の理由により、議第29条と議第30条に反対の態度を表明して討論を終わります。